

## 議第24号 呉市過疎地域持続的発展計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

本市の過疎地域の持続的発展に関する施策について、過疎対策事業債等の財政措置を受けながら総合的かつ計画的に推進するため、市全体のまちづくりの計画である第5次呉市長期総合計画との整合を図りながら、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」といいます。）に基づき、呉市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）（以下「現行計画」といいます。）を策定しています。この度、令和8年度～令和12年度）（以下「本計画」といいます。）を策定するものです。

なお、現行計画は、令和3年4月に法が施行されたことを踏まえ、策定したものです。本計画は、現行計画の計画期間の終了に伴い策定するものであり、体系などの大幅な内容の変更は行わず、事業計画に基づいて実施する事業の表示方法の変更などを行います。

### 2 本計画の概要

#### (1) 対象区域

旧下蒲刈町，旧蒲刈町，旧豊浜町，旧豊町，旧倉橋町，旧音戸町，旧川尻町及び旧安浦町の区域

#### (2) 基本方針（計画の方向性）

##### ア 方向性

令和3年3月に策定した第5次呉市長期総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組を推進することで、過疎地域の持続的発展に取り組みます。

##### 【将来都市像】

- 1 質の高い生活が実現されるスマートシティ※<sup>1</sup>「くれ」
- 2 新たなチャレンジでビジネスチャンスを生み育てる「くれ」
- 3 都会にはない心地よい暮らしが人々を惹きつける「くれ」
- 4 災害に屈しない強靱なまち「くれ」
- 5 SDGs ※<sup>2</sup>を通して豊かな未来を創る「くれ」

## 【令和12年度末における呉市の都市像】

誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」  
～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～

※1 スマートシティ：都市や地域が抱える様々な課題に対して、AIなどの新技術を活用して計画、整備、管理・運営等のマネジメントが行われた持続可能な都市・地区

※2 SDGs：エス・ディー・ジェーズ。Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年までの国際目標

## イ 基本的な施策

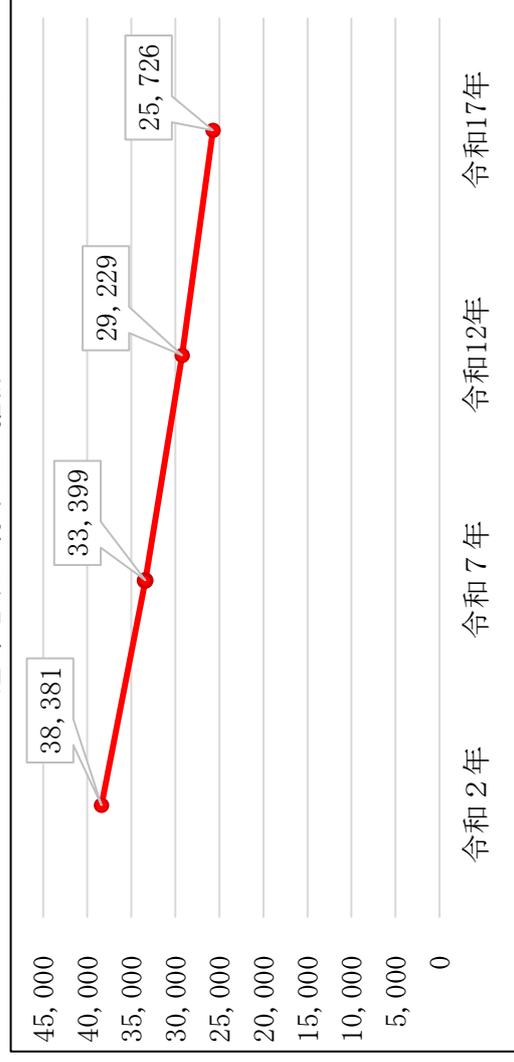
第5次呉市長期総合計画基本計画に掲げた八つの政策分野ごとに取り組む施策を実施することで、過疎地域の持続的発展に取り組みます。

### (3) 基本目標

過疎地域を持続的に発展させるための基本目標として、本計画や第5次呉市長期総合計画等に基づき施策が一定の効果を発揮することを想定し、過疎地域の人口を令和17年に約2.5万人を維持することとします。

※推計方法については、呉市人口ビジョンと整合を図っています。

過疎地域の将来人口推計 (単位：人)



過疎地域の将来人口推計

(単位：人)

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年
過疎地域の人口推計	38,381	33,399	29,229	25,726

#### (4) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少が懸念される中、将来の人口規模、財政規模にふさわしい行政サービスを安んずることを目指し、全かつ継続的に提供していくため、呉市公共施設等総合管理計画において、公共施設等の「量」と「質」の適正化を図ることとしており、この考え方と整合を取りながら計画的・総合的なまちづくりを推進していきます。

#### (6) 過疎地域持続的発展施策区分と事業数

過疎地域の持続的発展のために実施すべき次の12の基本的な施策ごとに、過疎地域の持続的発展に資する94事業を実施していきます。

事業については、現行計画では、事業内容が同じものについても、施設ごとに複数の事業に分けていますが、本計画では次の事例のとおり事業の集約を行っています。

※例：【現行計画】「川尻まちづくりセンター整備事業、安浦まちづくりセンター整備事業等」



【本計画】「まちづくりセンター整備事業」に統合

#### ア 事業内訳

※新規事業には下線を引いています。

施策区分	事業数	主な事業
1 移住・定住，地域間交流の促進，人材育成	4	・ 移住・定住促進事業 ・ 空き家の利活用促進事業 など
2 産業の振興	31	・ 農道保全対策事業 ・ 水産基盤整備事業 ・ 漁港施設整備等事業 ・ <u>環境配慮型農業推進事業</u> など
3 地域における情報化	1	・ ICT施策推進事業

4	交通施設の整備，交通手段の確保	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道整備事業</li> <li>・生活交通維持・確保事業</li> <li>・久俊補助1号線整備事業</li> <li>・森町線道路改良事業 など</li> </ul>
5	生活環境の整備	16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧簡易水道施設更新事業</li> <li>・住民活動助成事業 など</li> </ul>
6	子育て環境の確保，高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所整備事業</li> <li>・高齢者生きがい対策事業</li> <li>・安芸灘地域活性化奨励金事業 など</li> </ul>
7	医療の確保	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器・施設等整備事業</li> <li>・医師確保対策事業</li> </ul>
8	教育の振興	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共学校施設・設備整備事業</li> <li>・通学支援事業 など</li> </ul>
9	集落の整備	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町並み環境整備事業</li> <li>・地域コミュニケーション活動支援事業</li> </ul>
10	地域文化の振興等	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域文化振興等施設整備事業</li> <li>・日本遺産等魅力発信事業 など</li> </ul>
11	再生可能エネルギーの利用の促進	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱炭素社会推進事業</li> </ul>
12	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆめづくり地域協働プログラム など</li> </ul>
	計	94	

## (7) 主な財政措置

### ア 過疎対策事業債

本計画に基づいて実施される各種の事業の財源として、過疎対策事業債（充当率100パーセント）、交付税措置率70パーセント）を発行します。

### イ 課税免除に伴う減収補填

本計画に記載された産業振興促進区域内で振興すべき業種として定められた業種の用に供する設備の取得等をした者について、呉市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年呉市条例第25号）に基づき当該設備に係る固定資産税を免除した場合、免除による減収額の75パーセントが普通交付税で補填されます。